

綾瀬市教育委員会会議録

令和7年11月定例会

令和7年11月13日開議

綾瀬市教育委員会

出席委員

| | | | | | | |
|---|---|---|-------|-----|----|---|
| 教 | 育 | 長 | 袴田 | 毅 | 君 | |
| 教 | 育 | 長 | 職務代理者 | 田中 | 恵吾 | 君 |
| 委 | | 員 | 亀ヶ谷 | 由美子 | 君 | |
| 委 | | 員 | 齊藤 | 隆訓 | 君 | |
| 委 | | 員 | 林 | 紀美子 | 君 | |

事務局職員

| | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|----|----|----|----|---|----|-----|----|---|
| 教 | 育 | 部 | 長 | 大矢 | 博之 | 君 | | | | | | |
| 教 | 育 | 総 | 務 | 課 | 長 | 三田 | 哲郎 | 君 | | | | |
| 参 | 事 | 兼 | 学 | 校 | 教 | 育 | 課 | 長 | 山上 | 貴司 | 君 | |
| 学 | 校 | 給 | 食 | セ | ン | タ | ー | 所 | 長 | 比留川 | 晋一 | 君 |
| 参 | 事 | 兼 | 教 | 育 | 指 | 導 | 課 | 長 | 春木 | 純子 | 君 | |
| 参 | 事 | 兼 | 教 | 育 | 研 | 究 | 所 | 長 | 渡邊 | 倫康 | 君 | |

書記

| | | |
|---------------|----|----|
| 教育総務課総務担当主幹 | 関 | 洋平 |
| 教育総務課総務担当主任主事 | 野尻 | 裕一 |

令和7年綾瀬市教育委員会会議11月定例会議事日程

令和7年11月13日（木）午後1時30分開議

| | | |
|------|--|----------------|
| 日程第1 | | 会議録署名委員の指名について |
|------|--|----------------|

議案

| | | |
|------|--------|--|
| 日程第2 | 第30号議案 | 綾瀬市学校教育法施行細則の一部を改正する規則 |
| 日程第3 | 第31号議案 | 綾瀬市立学校職員服務規程の一部を改正する規程 |
| 日程第4 | 第32号議案 | 工事請負契約の締結について（案） |
| 日程第5 | 第33号議案 | 令和7年度綾瀬市一般会計補正予算・教育委員会関係予算（案）に係る意見の申入れについて |

午後1時30分 開会

○教育長（袴田毅君）

あらかじめ御報告をさせていただきます。

本日の会議には、現在のところ傍聴の申し出者はありませんが、会議途中で傍聴の希望があった場合は、随時、入室を許可したいと思いますので、よろしく願いいたします。

ただいまの出席者は5名であります。定足数に達しておりますので、これより、綾瀬市教育委員会会議11月定例会を開会いたします。

○教育長（袴田毅君）

「日程第1 会議録署名委員の指名」をいたします。会議録署名委員に、亀ヶ谷委員を指名いたします。

○教育長（袴田毅君）

ここで、本日の議事日程についてお諮りいたします。

「日程第4 第32号議案 工事請負契約の締結(案)について」及び「日程第5 第33号議案 令和7年度綾瀬市一般会計補正予算・教育委員会関係予算に係る意見の申出について」は、綾瀬市議会12月定例会に提出予定の議案に関するものであり、現時点では非公開である情報等が含まれているため、綾瀬市教育委員会会議規則第8条第1項第4号の規定により、非公開審議したいと存じます。

お諮りいたします。本2件を非公開審議とすることについて、賛成の委員の挙手を求めます。

（ 委員の挙手確認 ）

○教育長（袴田毅君）

挙手全員であります。

よって、本2件は非公開審議とすることに決しました。

○教育長（袴田毅君）

「日程第2 第30号議案 綾瀬市学校教育法施行細則の一部を改正する規則」、この件を議題といたします。

それでは、本件について説明を求めます。教育部長、お願いいたします。

○教育部長（大矢博之君）

それでは、「第30号議案 綾瀬市学校教育法施行細則の一部を改正する規則」について、御

説明いたします。

議案書の5ページを御覧ください。

提案理由でございますが、中段に記載のとおり、地方公共団体情報システムの標準化への対応及び行政手続きのデジタル化の将来的な推進を踏まえ、様式に関する規定を教育長に委任して事務の合理化を図るため、所要の改正をいたしたく、綾瀬市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第3号の規定により提案するものでございます。

改正内容についてでございますが、現在、本市教育委員会では、児童・生徒の就学に係る事務について、根拠法令等に基づき、市独自の様式を本規則上に定め、事務を行っております。

本年12月に全国の自治体における事務処理内容の共通性、住民の利便性向上、地方行政運営の効率化の観点から標準準拠システムへの切り替えが予定されており、切り替え後は、就学事務の様式が全国で統一されたものとなることから、国の定める標準仕様書に適合させるための変更が必要となっております。

今回の改正では、全国で統一の様式として標準仕様書に規定されている様式については、本規則上から削除するよう改正をいたします。

また、標準仕様書に定めのない様式につきましても、デジタル化の推進、学校現場や住民サービスへの迅速な対応等を可能にするため、様式を削除し、手続きの内容や申請に必要な書類への記載事項を規定する形式へと改正いたします。

それでは、議案資料の2ページ・3ページを御覧ください。

本ページ以降が新旧対照表となっておりますが、右側が現行の規定、左側が改正案となっております。

3ページ、現行規定第4条の「就学通知」、第5条の「転入学（編入学）通知」、5ページ、第6条の「就学者の氏名及び入学期日通知」、7ページ、第7条第2項の「指定校変更通知」、9ページ、第11条の「退学通知」、第12条の「視覚障害者等通知」、11ページ、第13条の「出席不良通知」、第14条の「出席督促通知」、13ページ、第17条の「全課程修了者通知」に係る事務につきましては、様式を削除し、学校教育法施行令等の規定に基づき、事務を行う形にするため、条文そのものも削除いたします。

次に、議案資料の5ページに戻りまして、現行規定第7条の「指定校変更の申し立て」、7ページ、第8条の「区域外就学の届け出」、第9条の「区域外就学願い」、9ページ、第10条の「退学の届け出」、11ページ、第15条第1項の「就学義務猶予（免除）願い」、13ページ、第16条の「就学義務免除発生の届け出」に係る事務につきましては、様式を削除し、手続き及び申請等の書類の記載事項について規定するよう改正をいたします。

そのほかの改正箇所については、文言等の整理を行っているものでございます。

それでは、議案書の5ページにお戻りください。

上段に記載の施行期日につきましては、標準準拠システムへの移行が行われる令和7年12月1日としております。

国の定める標準仕様書に規定されている新様式につきましては、別に配付させていただいております新様式集としてまとめてございますので御参照ください。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○教育長（袴田毅君）

それでは、第30号議案に関しまして、質疑・討論がございましたらお願いたします。

田中職務代理人。

○教育長職務代理人（田中恵吾君）

新旧対照表の4ページから8ページにかけて、「その他、教育委員会が必要と認める事項」という文言があります。このように規定した理由や背景があれば教えてください。

○教育長（袴田毅君）

学校教育課長。

○学校教育課長（山上貴司君）

例えば、住民票上の住所と実際に住んでいる住所が事情によって異なる場合に、必要と認める事項として下の欄に実際の住所を書いていただくというような想定をしています。

また、連絡が必要となった場合に備え、電話番号を記載いただくということも想定しております。

○教育長職務代理人（田中恵吾君）

電話番号等を記載していただくようなケースもあるので、教育委員会が必要と認める事項として規定しているということですね。わかりました。

○教育長（袴田毅君）

他はよろしいでしょうか。

はい、齊藤委員。

○委員（齊藤隆訓君）

議案資料の6ページ、第6条と第7条の表現に違いがあつて、第6条では「就学する学校の名称」、第7条では「就学を希望する学校の名称、期間及び理由」とありますが、項目として統一できるのであれば統一したほうがいいのではないのでしょうか。

また、区域外就学をしている方が現在どのくらいどれくらいいるのか、例えば部活動などの事

情があると思いますが、ここ2～3年で変化等があったら教えてください。

○教育長（袴田毅君）

学校教育課長。

○学校教育課長（山上貴司君）

第6条は綾瀬市に居住していて私立学校または県立の特別支援学校へ入学する際に使用する区域外就学届出書となります。既に入学等の理由が発生しているため、申請の理由欄が設定されておりません。

ですが、第7条は他市から綾瀬市へ区域外就学を願い出る際の様式になりますので、綾瀬市の学校に就学を希望する理由等を記入する欄を設けています。

例えば、年度初めに多いのですが、近日中に綾瀬市に転入を予定している場合に、先に一学期が始まる4月5日から、転入前の住所から新しい学校に通いたい場合などが挙げられます。

二つ目の御質問ですが、今手元にある部活動による指定変更の数字を申し上げますと、令和5年度は4名、令和6年度は6名、令和7年度は3名の生徒が部活動の希望により区域変更をしております。

○委員（齊藤隆訓君）

もっと多いかなと思っていました。ありがとうございます。

○学校教育課長（山上貴司君）

今申し上げましたのは部活動に関連する数字だけになります。

○教育長（袴田毅君）

はい、他はいかがでしょうか。

（ 質疑等の有無確認 ）

○教育長（袴田毅君）

質疑・討論なしと認めます。

これより、第30号議案を採決いたします。

本件を原案のとおり決することについて、賛成の委員の挙手を求めます。

（ 委員の挙手確認 ）

○教育長（袴田毅君）

挙手全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

○教育長（袴田毅君）

「日程第3 第31号議案 綾瀬市立学校職員服務規程の一部を改正する規程」、この件を議題といたします。

それでは、本件について説明を求めます。教育部長、お願いいたします。

○教育部長（大矢博之君）

それでは、「第31号議案 綾瀬市立学校職員服務規程の一部を改正する規程」について、御説明いたします。

議案書の9ページを御覧ください。

提案理由でございますが、中段に記載のとおり、新任職員の保証書の提出を不要とするとともに、学校日誌の作成に係る事務の合理化を図るため、また、学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正に伴い、令和8年4月1日より学校職員の休暇等が年度付与に移行されるため、所要の改正をいたしたく、綾瀬市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第3号の規定により提案するものでございます。

議案資料の20ページ・21ページを御覧ください。

本ページ以降が新旧対照表となりますが、右側が現行の規定、左側が改正案となっております。

21ページ上段の第3条に規定されているとおり、これまで新任の職員は、辞令交付を受けた日から7日以内に保証書を教育長に提出しておりましたが、民法の改正に対応するため、県立学校職員服務規程に準じて、保証書の提出を不要といたします。

次に、第37条に規定されているとおり、これまで、日直を終了した職員は、所定の様式にて学校日誌を作成し、所属長に提出しておりましたが、学校職員の負担軽減を図るため、様式を規定せず、必要事項を記載した日誌を作成し、所属長に提出することといたします。

次に、24ページ・25ページを御覧ください。

出勤簿の様式でございます。

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴い、これまで暦年ごとに付与されていた学校職員の休暇等が、令和8年4月1日から年度付与に移行されるため、出勤簿の様式の形式、文言等を整理いたします。

また、その他、文言や規定の整備など、所要の改正を行うものでございます。

議案書の9ページにお戻りください。

上段の附則にございますとおり、施行期日につきましては、令和8年1月1日とし、学校日誌に係る改正規定は、令和8年4月1日からとしております。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○教育長（袴田毅君）

それでは第31号議案に関しまして、質疑・討論がございましたらお願いいたします。

林委員。

○委員（林紀美子君）

議案資料の24ページ・25ページの年次休暇日数の欄が、改正案のほうではなくなっておりますが、なくなった理由と背景を教えてくださいと思います。

○教育長（袴田毅君）

学校教育課長。

○学校教育課長（山上貴司君）

出勤簿の上に年次休暇の日数等の時間を書く欄がありましたが、そこは現在活用していないためカットいたしました。

年次休暇やその他の休暇については、休暇等申請簿で日数等を管理しているため、ここに掲載する必要はないためカットいたしました。

○教育長（袴田毅君）

他はいかがでしょうか。

齊藤委員。

○委員（齊藤隆訓君）

今、先生たちの勤怠管理もデジタル化していると聞いておりますが、この規程との兼ね合いは将来的にどのように進んでいくのでしょうか。

○教育長（袴田毅君）

学校教育課長。

○学校教育課長（山上貴司君）

現在、勤怠管理システムは時間外在校等時間を把握するために活用をされており、出勤簿とは分けて運用しています。ですが、将来的には出勤簿と勤怠管理システムを一本化していく必要があると考えています。

○教育長（袴田毅君）

齊藤委員。

○委員（齊藤隆訓君）

もう「来年、再来年ぐらいいままでになくします」のように目標を明確にした方が楽だと思いますので、ぜひ期限を決めての検討を進めていただきたいと思います。

○教育長（袴田毅君）

よろしいでしょうか。

○学校教育課長（山上貴司君）

勉強させていただきます。

○教育長（袴田毅君）

ほかはいかがでしょうか。

田中職務代理者。

○教育長職務代理者（田中恵吾君）

新旧対照表28ページ・29ページの学校日誌について、現状がどのようになっているのか教えてください。

○教育長（袴田毅君）

学校日誌の現状ですね。

○教育長職務代理者（田中恵吾君）

かつて、学校日誌は日直の教員が紙ベースで書いていましたが、私の経験上、これは大きな負担でした。それが今回、紙ベースの学校日誌が削減されるということですよね。だから大いに評価したいと思ったのですが、今現在も紙ベースで書いているのか、現状をお聞きしたいです。

○教育長（袴田毅君）

学校教育課長。

○学校教育課長（山上貴司君）

お見込みのとおり、日直の担当教員が手書きで学校日誌を作成しています。

出張などの行事も書いているところがありまして、やはり学校からは大変という意見がありましたので、電子データ化や校務支援システムの活用を進めていきたいと考えまして。服務規程にある様式を削除し、所要の事項を規定する方式に改めたいと考えております。

○教育長（袴田毅君）

田中職務代理者。

○教育長職務代理者（田中恵吾君）

繰り返しになりますが、とても素晴らしいと評価します。

少しずつでもいいので、このような考え方を持って先生方の負担を減らしていけるよう、いろいろな面で御検討をお願いできればと思います。

○教育長（袴田毅君）

他はいかがでしょうか。

（ 質疑等の有無確認 ）

○教育長（袴田毅君）

質疑・討論なしと認めます。

これより、第31号議案を採決いたします。

本件を原案のとおり決することについて、賛成の委員の挙手を求めます。

(委員の挙手確認)

○教育長 (袴田毅君)

挙手全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

○教育長 (袴田毅君)

それでは、これより非公開とした審議に入りますが、本日は傍聴者がおりませんので、このまま審議を続けたいと思います。

「日程第4 第32号議案 工事請負契約の締結について (案)」、この件を議題といたします。

それでは、本件について説明を求めます。教育部長、お願いいたします。

○教育部長 (大矢博之君)

それでは、「第32号議案 工事請負契約の締結について (案)」、御説明いたします。

秘密会議案書の2ページを御覧ください。

提案理由でございますが、教育委員会における工事請負契約の締結に関する議案について、綾瀬市議会12月定例会に上程するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、綾瀬市長から意見を求められましたので、綾瀬市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第4号の規定により提案するものでございます。

次に3ページを御覧ください。

今回、綾瀬市長より意見聴取のありました議案は、記載のとおり、「令和7年度綾瀬市立綾瀬中学校A棟空調設備機能復旧工事 (機械)」になります。

綾瀬中学校A棟の空調設備は、平成17年の校舎建て替え時に設置されたもので、20年が経過し、機器の老朽化が進んでいることから、令和7年度・8年度の2か年の継続事業として、新しいものに更新する工事となります。

一般競争入札の結果、請負契約者は、勝栄・協進特別共同企業体 代表構成員 株式会社勝栄工業 代表取締役 中内 靖修、請負契約金額は3億3,330万円でございます。

履行場所は、綾瀬中学校の住所である、綾瀬市深谷南2丁目3番1号地内でございます。

また、4ページ以降には、本工事の概要と配置図、平面図を記載しております。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○教育長（袴田毅君）

それでは、第32号議案に関しまして、質疑・討論がございましたらお願いいたします。

はい、亀ヶ谷委員。

○委員（亀ヶ谷由美子君）

以前もどこかの学校の工事でこの会社が請け負ったことがあったと思いますが、この入札に参加した企業の数を知っていただきたいのと、共同企業体とありますので綾瀬の会社が入っていたらいいなと思うのですが、こちらはどこの企業なのでしょう。

○教育長（袴田毅君）

教育総務課長。

○教育総務課長（三田哲郎君）

入札があったのは3社で、全て共同企業体でした。今回落札した勝栄さんと協進さんの共同企業体ですが、こちらは片方は市内業者ということで聞いております。

○教育長（袴田毅君）

他はいかがでしょうか。

齊藤委員。

○委員（齊藤隆訓君）

今回の工事に当たって灯油からガスに変わると聞きまして、現在の各校の空調設備はどのような形になっているのでしょうか。灯油よりガスの方が良いと思いますので、現状をお聞かせください。

○教育長（袴田毅君）

教育総務課長。

○教育総務課長（三田哲郎君）

小学校の空調設備につきましては電気が8校、都市ガスが2校という割合になっています。

中学校につきましては電気が4校、灯油が1校となっており、この1校が綾瀬中学校になります。

なお、綾瀬中学校にはA棟、B棟、C棟がございまして、C棟は電気、A棟はここで都市ガスになります。B棟に灯油が残りますが、更新の計画が近々ございますので、都市ガスへ変更してまいりたいと考えております。

○教育長（袴田毅君）

齊藤委員。

○委員（齊藤隆訓君）

小学校が電気とガスで分かれている理由について、都市ガスがつかえる地域は都市ガスで、その他は電気というような分かれ方なののでしょうか。

○教育長（袴田毅君）

教育総務課長。

○教育総務課長（三田哲郎君）

必ずしもそのような形ではなく、学校によっては都市ガスから電気に変えているところもございます。

○教育長（袴田毅君）

他はよろしいでしょうか。

（ 質疑等の有無確認 ）

○教育長（袴田毅君）

質疑・討論なしと認めます。

これより、第32号議案を採決いたします。

本件を原案のとおり決することについて、賛成の委員の挙手を求めます。

（ 委員の挙手確認 ）

○教育長（袴田毅君）

挙手全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

○教育長（袴田毅君）

「日程第5 第33号議案 令和7年度綾瀬市一般会計補正予算・教育委員会関係予算に係る意見の申入れについて」、この件を議題といたします。

それでは、本件について説明を求めます。教育部長、お願いいたします。

○教育部長（大矢博之君）

それでは、「第33号議案 令和7年度綾瀬市一般会計補正予算・教育委員会関係予算（案）に係る意見の申入れについて」、御説明いたします。

秘密会議案書の10ページを御覧ください。

提案理由につきましては、中段に記載のとおり、令和7年度の教育委員会に係る補正予算を市議会12月定例会へ上程するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、綾瀬市長へ意見を申し入れいたしたく、綾瀬市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第4号の規定により、提案するものでございます。

補正予算の内容につきましては、大きく分けて4つございます。

一つ目は、綾南小学校の受変電設備改修工事について、年度内に工事が完了しない可能性があるため、今年度と来年度に分割して予算を執行できるよう継続費として設定し、令和8年度に繰り越して執行する分の予算を今年度予算から減額するものでございます。

二つ目は、学校給食の食材費について、物価高騰により不足が生じることから、学校給食の質を確保するため、食材費を増額するものでございます。

三つ目は、総合教育支援センターの早期開設に向けて、必要な消耗品及び備品の購入並びに機械警備用機器の設置に必要な配管工事を行うための予算を計上するとともに、開設当初から必要となる契約を年度内に行えるよう、債務負担行為を設定するものでございます。

四つ目は、年度当初に集中する契約に関する事務を平準化し、事務の負担軽減とともに、適正な事務執行に資するため、前年度の1月から3月までの期間に分散して、翌年度に係る契約事務を進めることができるよう、一部の事業について、債務負担行為を設定するものでございます。

次に、11ページを御覧ください。

始めに、「第1表 歳入歳出予算補正」でございます。

「1 歳入」を御覧ください。

今回、補正いたしますのは、「23款1項 市債」について、綾南小学校の受変電設備改修工事に係る予算を今年度と来年度に分割して執行するため、来年度に執行する予算へ充当するため、市債の歳入予算額を500万円減額するものでございます。

次に、「2 歳出」を御覧ください。

今回、補正いたしますのは、「10款 教育費」、「1項 教育総務費」につきましては、学校給食の食材費と、総合教育支援センターの消耗品・備品購入及び配管工事に必要な予算として、3,112万8千円増額するものでございます。

また、「2項 小学校費」につきましては、綾南小学校の受変電設備改修工事に係る予算額として、令和8年度に分割して執行する670万8千円を今年度予算から減額するものでございます。

14ページ・15ページを御覧ください。

先ほど御説明申し上げました歳入歳出補正予算について、「事項別明細書」としてまとめてございます。

上段の「歳入」の表、「23款1項 市債」、「7項 教育債」につきましては、「1節 教育総務債」「説明欄1義務教育施設整備事業債」として、500万円減額するものでございます。

次に、下段の「歳出」の表、「10款 教育費」、「1項 教育総務費」につきましては、「4目

学校給食センター費」では食材購入のため、「10節 需用費」として2,749万9千円、また、「5目 教育研究所費」では、消耗品購入のため、「10節 需用費」として14万3千円、「14節 工事請負費」として57万2千円、「17節 備品購入費」として291万4千円を、それぞれ計上してございます。

恐れ入りますが、11ページにお戻りください。

「第2表 継続費補正」を御覧ください。

綾南小学校の受変電設備改修工事につきましては、総額1,118万を今年度予算として計上しておりましたが、表に記載のとおり、令和7年度に447万2千円、令和8年度に670万8千円の2か年に分割して執行するものでございます。

次に16ページ・17ページを御覧ください。

継続費についての調書として、年度ごとの執行額とその財源内訳について記載しております。

恐れ入りますが、12ページにお戻りください。

「第3表 債務負担行為補正」を御覧ください。

記載の14事業のうち、総合教育支援センター関連の2事業については、早期開設のため、開設当初から必要となる契約を年度内に行えるよう、債務負担行為を設定するものでございます。

それ以外の12事業につきましては、設備の保守点検業務など、新年度に入りましても滞ることなく、引き続き実施が必要となるため、令和7年度中に契約締結できるよう契約事務を平準化することを目的に、単年度会計の例外である債務負担行為を設定するものでございます。

次に18ページ・19ページを御覧ください。

債務負担行為に関する調書でございます。

限度額は、それぞれの予算額としております。

期間につきましては、総合教育支援センターに係る契約は令和8年度から令和11年度、または12年度まで、契約事務平準化のための12事業は令和8年度としております。

恐れ入りますが13ページにお戻りください。

「第4表 地方債補正」を御覧ください。

「義務教育施設整備事業」の限度額を3億4,960万円としておりましたが、先ほど申し上げたとおり、500万円を減額し、限度額3億4,460万円としております。

20ページ・21ページを御覧ください。

地方債に係る調書でございます。

令和5年度末、令和6年度末の現在高及び令和7年度末の現在高の見込みについて、補正前と補正後の額を記載しております。

以上、教育委員会関係の補正予算についての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○教育長（袴田毅君）

それでは、第33号議案に関しまして、質疑・討論がございましたらお願いいたします。

亀ヶ谷委員。

○委員（亀ヶ谷由美子君）

綾南小学校の受変電設備改修工事を継続費として設定することで予算を複数年度に分割して執行することができるという説明があり、秘密会議議案書の11ページにも継続費補正の内訳として令和7年度と8年度の予算がそれぞれ記載されていますが、あまり継続費として設定した事業を聞いたことがなく、今回繰越明許費ではなく継続費とした背景を教えてください。また、ほかに継続費として設定されるものについて、例えばどのような事業が挙げられるのか教えてください。

○教育長（袴田毅君）

教育総務課長。

○教育総務課長（三田哲郎君）

継続費は、複数年度にわたる事業について、あらかじめ支出の総額と年度ごとの額を定めておくものになります。

繰越明許費は、工期の延長などの事情で年度内に支出が終わらない場合に、議会の議決を得て、翌年度に1回だけ繰り越せるというような制度になります。

今回は、本来は今年度に執行するための予算を確保していたのですが、入札の経過の問題により、今年度の残りの期間では執行が出来ないことが明らかになりましたので、今年度から来年度にかけて、もう一度入札の手続きを行ってまいりますので、あらかじめ、総額というものは変わらないのですが、今年度の分として前金の部分を残し、その他の部分を翌年度に執行するという事で、2か年の継続費として設定しております。

継続費が設定されるのは、主に建設事業となっております。

○教育長（袴田毅君）

他にはございますか。

田中職務代理者。

○教育長職務代理者（田中恵吾君）

地方債について、ここに普通債と書かれていますが、これ以外にどんなものがあるのか教えてください。

○教育長（袴田毅君）

教育総務課長。

○教育総務課長（三田哲郎君）

地方債は、基本的には普通債に分類されますが、そのほかには臨時財政対策債や減税補填債といったものが国のほうで用意されていることがございます。

普通債の中では、教育委員会に関連するのは基本的に教育の部分ということで、ここでは7番目の教育債を抜粋して記載しています。

全体としては総務や民生、土木、消防などの項目がございます。

○教育長（袴田毅君）

他はございますか。

（ 質疑等の有無確認 ）

○教育長（袴田毅君）

質疑・討論なしと認めます。

これより、第33号議案を採決いたします。

本件を原案のとおり決することについて、賛成の委員の挙手を求めます。

（ 委員の挙手確認 ）

○教育長（袴田毅君）

挙手全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

○教育長（袴田毅君）

以上で、本日の日程は終了いたしました。

これにて、綾瀬市教育委員会会議11月定例会を閉会いたします

午後2時14分 閉会